

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日が休日に當るときは、その翌日)

鳥取県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二年五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

江原歯科医院	西伯郡中山町田中五七〇番地	昭和五十二年三月十八日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口六九五番地一	昭和五十二年四月十一日
徳岡外科医院	倉吉市八屋一七七番地三	昭和五十二年五月二日

ますや薬局	米子市東倉吉町一二五番地	昭和五十二年四月八日
-------	--------------	------------

鳥取県告示第三百七十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
江原歯科医院	西伯郡中、山町上市二七一一番地	昭和四十八年七月一日
隅田医院八郷分院	西伯郡岸本町番原六五七番地一	昭和五十一年十月一日

鳥取県告示第三百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定により看護の給付を行う場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和五十二年五月一日から適用し、昭和五十一年五月鳥取県告示第四百十一号（健康保険法等による看護料の支給基準について）は、廃止する。

昭和五十二年五月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

看護料の支給基準

一 病状が重篤であつて絶対安静を必要とし、医師若しくは看護婦が常時監視し、隨時適切な処置を講ずる必要がある場合又は病状は必ずしも重篤でないが、手術のため比較的長期にわたり医師若しくは看護婦が常時監視し、隨時適切な処置を講ずる必要がある場合

病 種 别	一 日 当 た り の 看 護 料
コレラ、痘そう、発しんチフス及びペスト	看護婦 准看護婦 看護補助者
法定伝染病（コレラ、痘そう、発しんチフス及びペストを除く。）、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病その他の疾病	七、四一〇円 六、三〇〇円 一
四、九四〇円 四、二〇〇円 三、七一〇円	五、九三〇円 五、〇四〇円 四、四五〇円
一 日 当 た り の 看 護 料	
コロナ、痘そう、発しんチフス及びペストを除く。）、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病その他の疾病	七、四一〇円 六、三〇〇円 一
四、九四〇円 四、二〇〇円 三、七一〇円	五、九三〇円 五、〇四〇円 四、四五〇円

- 二 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合
 1 体位変換又は床上起座が禁止され、又は不可能であること。
 2 食事及び用便につき介助を要すること。

病 種 別	一 日 当 た り の 看 護 料
コレラ、痘そう、発しんチフス及びペスト	三、九〇〇円
法定伝染病（コレラ、痘そう、発しんチフス及びペストを除く。）、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病その他の疾病	三、一二〇円
二、六〇〇円	

備考

(一) 看護料には、食事、寝具料等を含む。

(二) 泊込みのときの看護料は、一日当たりの看護料の額の一割七分五厘増とする。

(三) 医師が療養上徹夜看護を必要と認めたときの看護料は、一日当たりの看護料の額の二割五分増とし、(二)と併給することができる。ただし、この基準の二に該当する場合は、この限りでない。

(四) この基準は、看護料の最高額を定めたものであり、現に要した看護料の額がこの支給基準の範囲内であるときは、その額とする。

(五) 付添看護人一人につき患者二人までの看護は認められるが、三人以上の看護は認められない。

(六) 看護婦又は准看護婦を求めることができなくてやむを得ず看護補助者（親族、友人等を除く。）を付き添わせた場合の看護料は、主治医又は施設の看護婦の指揮を受けて看護補助を行つてある旨を施設の長が証明するときに限り支給する。

(七) 在宅患者の看護については、看護補助者は認められない。

(八) この基準は、基準看護を実施している保険医療機関については、適用しない。

鳥取県告示第三百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十二年五月十三日

鳥取県告示第三百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
清川優子	鳥薬第三四八号	昭和五十二年四月十三日

二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十二年五月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大谷整形外科医院	鳥取市正蓮寺字駿崎四二の一	昭和五十二年四月十五日
中嶋 医院	米子市道笑町二丁目九七の一	五月一日
松田内科医院分院	倉吉市伊木一八三	"
福庭 医院	境港市相生町一一四	"
佐古 診療所	西伯郡大山町末長二四三の八	"

指 定 年 月 日 昭和五十二年四月二十六日	医 療 機 関 名 徳岡外科医院	所 在 地 倉吉市八屋一七七一三
---------------------------	---------------------	---------------------

長瀬立藏	" 第三四九号	" 十八日
山田芳子	" 第三五〇号	"

鳥取県告示第三百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、胃がん集団検診に係る検診料金の徴収の事務を財團法人鳥取県保健事業団に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月鳥取県告示第六百七十号（胃がん検診車で実施する

集団検診に係る検診料金の徴収等の事務の委託について）は、廃止する。

昭和五十二年五月十三日

鳥取県知事 平林鴻

三

鳥取県告示第三百七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年五月十三日

鳥取県知事 平林鴻 三

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等を次のとおり告示する。

昭和五十二年五月十三日

鳥取県地方労働委員会会長 下田三子夫

鳥取県告示第三百七十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月十三日

鳥取県知事 平林鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示る部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

地方労働委員会告示

氏名	生年月日	住 所	職 業	電話番号	経験及び閱歴	委嘱年月日
下田三子夫	明治二、四、五	鳥取市西町四丁目一—五	弁護士	自宅 (六五七)三二六七	広島地方裁判所三次支部検事	昭三、一、二七
榎 貞男	明治〇、五、三	鳥取市寿町二五五	鳥取県地方労働委員会委員(会長)	自宅 (六五七)三一四一六	鳥取県出納長	日本赤十字社鳥取県支部事務局長 暦元、一二五
小林 俊治	明治八、八、〇	鳥取市吉海一〇〇	鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	自宅 (六五七)三一四一六	鳥取城北高等学校専攻科副校長	鳥取県立鳥取西高等学校校長 昭巽、四、三
田中 蓬篤	大二、一、七	鳥取市菖蒲四五五	鳥取大学教育学部長	大学 (六五七)六一〇三三	鳥取大学教授	昭四、四、三
遠藤 崇	大三、七、七	米子市西三柳四五六五の四	鳥取県労働組合総評議会事務局長	自宅 (六五七)三一四一六	私鉄中国地方労働組合米子地方本部執行委員長	自宅 (六五七)三一四一六
北尾 才智	大二、三、三	西伯郡西伯町原四九〇	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 (六五七)三一四一六	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	鳥取県労働組合総評議会事務局長 昭巽、二、六
後藤 慶次	昭六、三、四	米子市旗ヶ崎一区六五五	鳥取県労働組合総評議会議長	自宅 (六五七)三一四一六	鳥取県労働組合総評議会事務局長	昭巽、二、六
谷口 富雄	大三、三、七	鳥取市浜坂一六一〇	鳥取県地方労働委員会委員	組合 (六五七)三一四一六	昭五、三、九	昭四、三、三
川勝 敏和	昭二、八、七	鳥取市南吉方一の六八	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会副議長	自宅 (六五七)三一四一六	昭五、三、九	昭四、三、三
		鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	組合 (六五七)三一四一六	昭五、三、九	昭四、三、三	昭四、三、三

石井 信儀	昭一四、六、三	鳥取市大覚寺七七の四八	全総同盟鳥取エフワソ労働組合組合長
岡村吉太郎	大三、三、元	鳥取市中町一九	株式会社鳥取大丸代表取締役
鈴木 実	大九、八、二	鳥取市玄好町一〇四	鳥取県経営者協会専務理事
鈴木 敬直	大八、一、六	鳥取市立川町一丁目三四の一	鳥取商工会議所専務理事
田中 和夫	大二、九、一〇	八頭郡用瀬町安藏三四三	鳥取信用金庫理事長
国谷 次夫	大一、一〇、三	西伯郡名和町東坪一二二六	鳥取女子短期大学教授
垣田堅二郎	大四、二、一八	倉吉市東岩倉町二二七七	鳥取県地方労働委員会委員
井上 武	大一、六、三	倉吉市北野一五七	垣田病院院長
松田 道昭	昭八、八、三	東伯郡東伯町八橋一四〇七の四	全日本本労働総同盟鳥取地方同盟会長 興和新緑労働組合倉吉支部長 鳥取県地方労働委員会委員
			鳥取県事務局次長評議会中部地区評議会事務局次長 鳥取県地方労働委員会委員
会社	(0)三三一、二二二	株式会社大丸神戸店次長	自宅(0)三一、四四四一
自宅	(0)三一、三、三六	日本海新聞社取締役論説委員長	組合(0)三一、一四五五
自宅	(0)三一、三、三六	鳥取県経営者協会事務局長	自宅(0)三一、一四五五
会社	(0)三一、一四五四	鳥取県労働委員会専務理事	自宅(0)三一、一四五五
自宅	(0)三一、一四五五	鳥取県労働委員会委員会専務理事	自宅(0)三一、一四五五
会議所	(0)三一、一四五五	鳥取県労働委員会事務局長	自宅(0)三一、一四五五
自宅	(0)三一、一四五五	鳥取県労働委員会委員会専務理事	自宅(0)三一、一四五五
会議所	(0)三一、一四五五	鳥取県労働委員会事務局長	自宅(0)三一、一四五五
自宅	(0)三一、一四五五	鳥取県労働委員会委員会専務理事	自宅(0)三一、一四五五
金庫	(0)三一、一四五五	鳥取信用金庫常務理事	自宅(0)三一、一四五五
自宅	(0)三一、一四五五	鳥取信用金庫常務理事	自宅(0)三一、一四五五
短大	(0)三一、一四五五	大阪家庭裁判所首席調査官	自宅(0)三一、一四五五
自宅	(0)三一、一四五五	大阪家庭裁判所首席調査官	自宅(0)三一、一四五五
病院	(0)三一、一四五五	昭三、四、六	組合(0)三一、一四五五
自宅	(0)三一、一四五五	昭三、四、六	自宅(0)三一、一四五五
組合	(0)三一、一四五五	昭三、四、六	組合(0)三一、一四五五
自宅	(0)三一、一四五五	昭三、四、六	自宅(0)三一、一四五五
中部地評	(0)三一、一四五五	昭三、四、六	中部地評(0)三一、一四五五
自宅	(0)三一、一四五五	昭三、四、六	自宅(0)三一、一四五五
部書記長	昭三、四、六	昭三、四、六	全国電気通信労働組合鳥取県支

佐々木 敬	昭三、一、二六	倉吉市余戸谷町二九九一	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議 会議長 倉吉市議会議員	中部地評 自宅 (0)(0)(0)1-10K
由谷 武之	大六、七、三	倉吉市余戸谷町二九九一の一	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	ヒシクラ商事株式会社取締役 昭三、二、二六
藤田 忠義	昭二、三、二六	東伯郡東郷町引地四〇の一五五	神鋼機器工業株式会社総務部次長	会社 (0)(0)(0)1-110K 自宅 (0)(0)(0)1-10K
松本萬寿夫	大五、一、三	境港市渡町一二七〇	鳥取県立境港通勤寮 鳥取県地方労働委員会委員	ヒシクラ醤油株式会社取締役 昭三、二、二六
勝部 可盛	昭八、三、四	米子市上福原一四五九の六	鳥取県立境港通勤寮 鳥取県地方労働委員会委員	会社 (0)(0)(0)1-110K 自宅 (0)(0)(0)1-10K
宇田 輝正	昭四、二、六	米子市博労町四丁目一六四	弁護士 鳥取県労働相談員	株式会社神戸製鋼所呉工場総務 課長 昭三、二、二七
直野 喜光	昭六、一、三	米子市加茂町一丁目二二	事務所 自宅 (0)(0)(0)1-10K	通勤寮 自宅 (0)(0)(0)1-10K
石田 登	大四、四、一	米子市皆生一六八四の二	労政事務所 自宅 (0)(0)(0)1-10K	鳥取県立米子工業高等学校校長 昭三、二、二七
中森 義人	大五、八、二	米子市浦津二五三	米子市立成実小学校校長 昭三、二、二七	昭三、二、二七
国鉄労働組合米子地方本部執行委員長	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議 会副議長	病院 自宅 (0)(0)(0)1-100	米子市立成実小学校校長 昭三、二、二七	昭三、二、二七
組合 自宅 (0)(0)(0)1-100	博愛病院従業員組合執行委員長 國鉄労働組合米子地方本部書記 長	昭三、二、二七	鳥取県労働組合総評議会副議長 昭三、二、二七	昭三、二、二七

藤井 敏郎	大二、一〇、六	米子市皆生二〇九三	株式会社山陰放送常務取締役	昭和、二二、一六
小篠 繁	大二、五、七、四	米子市皆生一六六一の五四	株式会社米子鐵工所専務取締役	昭和、一、一四
松篠 重允	大二、八、五、二〇	境港市大正町四四	米子木工株式会社取締役社長	会社(六九)元一〇三一
野間 潔	大二、四、五、三	米子市錦町二丁目二二一	株式会社米子鐵工所専務取締役	昭和、三、二七
由沢 操	大二、八、九、四	鳥取市片原五丁目三六三	米子木工株式会社専務取締役	昭和、三、二七
谷口 俊男	大三、二、二	鳥取県地方労働委員会事務局長	自宅(六九)三一七五	会社(六九)三一七五
原田 芳秋	大三、九、二	鳥取市桜谷六八	自宅(六九)三一七五	自宅(六九)三一七五
山川 熟	昭云、云、八	鳥取市掛出町五の三	鳥取県地方労働委員会事務局次長	自宅(六九)三一七五
		鳥取県地方労働委員会事務局調整課長	事務局(六九)二六一七五七	自宅(六九)二六一七五七
		鳥取県地方労働委員会事務局調査課長	事務局(六九)二三一九四三	自宅(六九)二三一九四三
		鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	事務局(六九)二六一七五七	自宅(六九)二六一七五七
		鳥取県農林部耕地課管理係長	(六五)二六一七五九	(六五)二六一七五九

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12の規定により公告する。

昭和52年5月13日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

イ 筆記試験

昭和52年8月28日午前9時から

(2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

2 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験
- (2) 乙種消防設備士試験

3 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行う。

4 受験手続

- (1) 受験願書の受付期間

昭和52年6月15日から昭和52年7月5日まで（郵送の場合は、昭和52年7月5日までの消印のあるものは、有效とする。）

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 烏取県総務部消防防災課
(3) 提出書類

ア 受験願書

所定の用紙により試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦5.5cm、横4cmの正面半身像のもの）1枚

(4) 受験手数料等

ア 受験手数料

甲種消防設備士試験 3,000円

乙種消防設備士試験 2,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄に記入して納付すること。この場合、消印しないこと。

ウ 納付の手数料は、返還しない。

5 その他

(1) 受験願書は、各消防本部又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。

(2) その他不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

報 公 县 取 県 日曜金曜日 5月13年昭和52(第三種郵便物認可)

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第6回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和52年5月13日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験を施行する場所及び期日

ア 場所

鳥取市西町2丁目311番地 鳥取市福祉文化会館

イ 期日

昭和52年6月7日（火曜日）午前10時から正午まで

2 受験願書の提出期限及び提出先

ア 提出期限

昭和52年5月28日（郵送による場合は、5月28日までの消印がある

ものは、有効とする。）

イ 提出先

各土木出張所維持管理課

3 受験願書

各土木出張所維持管理課に備付けの所定の用紙によること。

4 その他

詳細については、土木部河港課又は各土木出張所維持管理課に問い合わせること。